

## 第28回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成25年6月21日午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

京都地方裁判所会議室

### 3 出席者

(委員)

河村貞枝，河内秀則，杉田洋，西山明己，松本久美子，村上和也，安田拓人，  
依田建吾，池上哲朗，鈴木真理子，菊池洋一，佐藤明

(事務担当者等)

樋口裕晃，市川太志，米沢弘治，藤井一人，信田千恵子，吉田進，谷川佳史，  
松阪茂，林誠治郎，饒波岳人，谷村延之

### 4 議題

被害者参加制度について

### 5 議事

#### (1) 開会

#### (2) 新任委員あいさつ

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 議事

ア 被害者参加制度に関する説明

イ 意見交換

《発言者；■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者》

○ 被害者参加について，検察庁の取り組みについて紹介したい。

検察庁では，「犯罪被害者の方々へ」というパンフレットを作成している。  
これは，検察庁で行っている犯罪被害者への支援制度について網羅的に紹介し

たもので、犯罪被害者の方が検察庁に来庁されたときに資料としてお示ししている。制度の内容は、パンフレットに記載のとおりである。

(※録取者注：パンフレットの内容は、検察庁のホームページで公開されている。)

また、被害者参加を担当する弁護士や、京都府警、NPOなどの機関とも連携したり情報交換を行っている。

- 弁護士会では、「犯罪被害にあわれた方へ」というパンフレットを作成し、弁護士による支援について紹介している。

具体的な支援例としては、刑事手続がどのように進むかについての説明や、捜査着手前・起訴前段階の支援として被害届・告訴状の提出の支援、マスコミとの対応についての支援、さらに、刑事手続に参加したい、意見を述べたいという被害者へのアドバイス、加害者からの賠償や加害者以外からの金銭的な補償についてのアドバイスを行っている。

- 刑事法上、これまで秩序の回復に重きが置かれ、被害者は脇役になっていたが、現在、被害者支援の制度が生まれることで、被害者保護も考慮されることになった。とはいえ、例えば殺人と業務上過失致死の例を考えると、遺族にとっては同じ死という結果で処罰感情が強くても、業務上過失致死の例で殺人の場合と同様に遺族の意向に沿うことは難しいと考えられる。

この点について、学者ではない一般の方は、被害者の意向がどこまで裁判に影響するのがよいと考えるかお聞きしたい。

- 市民から相談を受ける消費者センターの相談員として、今までに被害者関係の相談を受けた経験についてお話しただけでないか。
- 私が扱う消費者被害は民事であり、今回のテーマに沿うかどうかは分からないがお話しさせていただく。

私は、消費者と事業者との間で生じたトラブル、消費者紛争の解決に努めている。消費者からの相談は多岐にわたり、また消費者にはいろいろな方が

いることから、消費者紛争は、話をよく聞いてその実態を細かに把握しないと判断を誤るといふ性質を有する。

中でも、悪質商法と言われる類型は、その実態は詐欺である。私の経験では、被害者は決して特殊なタイプというわけではなく、普通の人や見識の高い人もいる。そのような人でも、心の隙間にうまく入られて騙されるのだといふことを強調しておきたい。

■ 被害者の意向がどこまで裁判に影響を及ぼしてよいのかという観点からのご意見はないか。

○ 確かに、以前は犯罪被害者ないしその家族は刑事裁判では蚊帳の外という感じだったが、最近では、被害者支援制度も充実してきていると感じるし、被害者参加は、当然の流れであると思う。

ただ、被害者遺族の意向が裁判の量刑に色濃く反映しすぎることがないのかという声もある。例えば、悪質な犯罪に関する裁判員裁判があったとして、被告人が起訴事実を争い犯人かどうかわからないにも関わらず、遺族の感情に裁判員が同情して、処罰する方に流れてしまわないかという懸念が指摘されている。

また、被害者の中にも裁判に参加したくない人もいると思うが、なぜ被害者なのに参加しないのかという周りからのプレッシャーを感じて、したくないのに参加する場合もあるのではないかという意見もあると聞いている。

○ 遺族の感情が裁判に及ぼす影響について、検察官として公判を見ている限り、裁判所はじめ法律家の方も犯罪を行ったかどうかという事実認定の部分と量刑をどうするかという部分は分けて考えており、それを裁判員にも説明しているので、遺族の感情が犯罪を行ったかどうかという事実認定に影響しているとは思えない。

参加したくないのに参加しなくてはならないのではないかとプレッシャーを感じる場合もあるのではないかという懸念については、検察庁では、被害者に

参加の意向を確認しているが、そのようなプレッシャーをお持ちの方がいるとはあまり感じない。

- 弁護士である私が見た感じでは、被害者が裁判で意見を述べることは強いインパクトを与えるが、とはいえそれにより量刑が重くなっているとまでは感じない。裁判員の方も人を裁くことの重みをわかっており、被害者の感情は重く受け止めるけれどもそれと量刑の問題とは区別しているのではないか。
- 被害者参加人がする活動の中で、犯罪事実に対する弁論としての最終陳述とは、どういう意味があるのか。
- 検察官も被害者参加人も、被告人の有罪を主張する点では同じであるが、被害者参加人は、例えば、検察官とは異なる視点から証拠を評価して意見を述べるということもあり、そういう点で意味があるのではないか。

エ 次回のテーマ

民事調停の活用について

オ 次回開催日

追って日程調整を行う。

以 上